

令和4年度
介護サービス事業者集団指導
定期巡回・随時対応型訪問介護看護

台東区福祉部 福祉課 指導検査係

令和3・4年度介護報酬改定における改定事項

厚生労働省ホームページ「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」及び「令和4年度介護報酬改定の概要」より、以下の改定事項を抜粋して説明します。

- 認知症専門ケア加算等の見直し
 - 認知症に係る取組の情報公表の推進
 - 特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保
 - 生活機能向上連携加算の見直し
 - 処遇改善加算の職場環境等要件の見直し
 - 介護職員等特定処遇改善加算の見直し
 - サービス提供体制強化加算の見直し
 - 人員配置要件の明確化
 - 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止
- ◆ (令和4年度)介護職員等ベースアップ等支援加算の創設

認知症専門ケア加算等の見直し

2.(1)① 認知症専門ケア加算等の見直し

概要	【ア：訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、イ：ア及び、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】
	<p>○ 認知症専門ケア加算等について、各介護サービスにおける認知症対応力を向上させていく観点から、以下の見直しを行う。</p> <p>ア 訪問介護、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、他のサービスと同様に、認知症専門ケア加算を新たに創設する。【告示改正】</p> <p>イ 認知症専門ケア加算（通所介護、地域密着型通所介護においては認知症加算）の算定の要件の一つである、認知症ケアに関する専門研修（※1）を修了した者の配置について認知症ケアに関する専門性の高い看護師（※2）を、加算の配置要件の対象に加える。【通知改正】</p> <p>なお、上記の専門研修については、質を確保しつつ、eラーニングの活用等により受講しやすい環境整備を行う。</p> <p>※1 認知症ケアに関する専門研修 認知症専門ケア加算（Ⅰ）：認知症介護実践リーダー研修 認知症専門ケア加算（Ⅱ）：認知症介護指導者養成研修 認知症加算：認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修</p> <p>※2 認知症ケアに関する専門性の高い看護師 ①日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修 ②日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程 ③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」</p>
単位数	アについては、以下のとおり。 イについては、単位数の変更はなし。
<p>< 現行 > なし</p>	<p>< 改定後 > 認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3 単位/日（新設）※ 認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4 単位/日（新設）※</p>
	※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護（Ⅱ）については、認知症専門ケア加算（Ⅰ）90単位/月、認知症専門ケア加算（Ⅱ）120単位/月
算定要件等	アについては、以下のとおり。 イについては、概要欄のとおり。
<p>< 認知症専門ケア加算（Ⅰ） >（※既往要件と同）</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が利用者の100分の50以上 認知症介護実践リーダー研修修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20名未満の場合は1名以上、20名以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、専門的な認知症ケアを実施 当該事業所の従業員に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催 <p>< 認知症専門ケア加算（Ⅱ） >（※既往要件と同）</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件を満たし、かつ、認知症介護指導者養成研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施 介護、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定 	

・他のサービスと同様に「認知症専門ケア加算」を新たに創設

・「認知症看護に関する専門性の高い看護師」を配置要件の対象に追加

①日本看護協会認定看護師教育課程「認知症看護」の研修

②日本看護協会が認定している看護系大学院の「老人看護」及び「精神看護」の専門看護師教育課程

③日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」（認定証が発行されている者）

人員配置要件の明確化

4.(2)⑦ 人員配置要件の明確化

概要	【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護】			
<p>○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護について、指定権者（市町村）間の人員配置要件の整合性を図るため、利用者へのサービス提供に支障がないことを前提に、小規模多機能型居宅介護の例を参考に、以下を明確化する。</p> <p>ア 計画作成責任者（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）及び面接相談員（夜間対応型訪問介護）について、管理者との兼務が可能であること。【通知改正】</p> <p>イ オペレーター及び随時訪問サービスを行う訪問介護員は、夜間・早朝（18時～8時）において、必ずしも事業所内にいる必要はないこと。【通知改正】</p>				
基準	※追加する基準は下線部			
<p>（アについて）</p> <p>○ 管理者は常勤専従で配置。ただし、管理業務に支障がない限り、下記の他の職務と兼務できる。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><現行></p> <p>【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】</p> <p>オペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等、訪問看護サービスを行う看護師等</p> <p>【夜間対応型訪問介護】</p> <p>オペレーションセンター従業者、訪問介護員等</p> </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>➡</p> <p>➡</p> </td> <td style="width: 40%; vertical-align: top;"> <p><改定後></p> <p>オペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等、訪問看護サービスを行う看護師等、計画作成責任者</p> <p>オペレーションセンター従業者（面接相談員を含む）、訪問介護員等</p> </td> </tr> </table>		<p><現行></p> <p>【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】</p> <p>オペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等、訪問看護サービスを行う看護師等</p> <p>【夜間対応型訪問介護】</p> <p>オペレーションセンター従業者、訪問介護員等</p>	<p>➡</p> <p>➡</p>	<p><改定後></p> <p>オペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等、訪問看護サービスを行う看護師等、計画作成責任者</p> <p>オペレーションセンター従業者（面接相談員を含む）、訪問介護員等</p>
<p><現行></p> <p>【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】</p> <p>オペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等、訪問看護サービスを行う看護師等</p> <p>【夜間対応型訪問介護】</p> <p>オペレーションセンター従業者、訪問介護員等</p>	<p>➡</p> <p>➡</p>	<p><改定後></p> <p>オペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等、訪問看護サービスを行う看護師等、計画作成責任者</p> <p>オペレーションセンター従業者（面接相談員を含む）、訪問介護員等</p>		
<p>（イについて）【※上記2サービス共通】</p> <p>○ 午後6時から午前8時までの時間帯は、下記の場合、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p><現行></p> <p>[オペレーター] なし</p> <p>[随時サービスを行う訪問介護員] なし</p> </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>➡</p> <p>➡</p> </td> <td style="width: 40%; vertical-align: top;"> <p><改定後></p> <p>ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的サービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができることともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合</p> <p>利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されている場合</p> </td> </tr> </table>		<p><現行></p> <p>[オペレーター] なし</p> <p>[随時サービスを行う訪問介護員] なし</p>	<p>➡</p> <p>➡</p>	<p><改定後></p> <p>ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的サービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができることともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合</p> <p>利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されている場合</p>
<p><現行></p> <p>[オペレーター] なし</p> <p>[随時サービスを行う訪問介護員] なし</p>	<p>➡</p> <p>➡</p>	<p><改定後></p> <p>ICT等の活用により、事業所外においても、利用者情報（具体的サービスの内容、利用者の心身の状況や家族の状況等）の確認ができることともに、電話の転送機能等を活用することにより、利用者からのコールに即時にオペレーターが対応できる体制を構築し、コール内容に応じて、必要な対応を行うことができると認められる場合</p> <p>利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されている場合</p>		

○計画作成責任者

⇒ 管理者との兼務を可能とする。（管理業務に支障がない場合に限る。）

○オペレーター、随時サービスを行う訪問介護員

※利用者情報の確認ができるとともに、利用者からのコールにオペレーターが即時に対応できる体制を構築し、コール内容に応じて必要な対応ができること。

※随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されていること。

⇒ 午後6時から午前8時までの時間帯は、事業所外での勤務を可能とする。

処遇改善加算の職場環境等要件の見直し

4.(1)① 処遇改善加算の職場環境等要件の見直し

概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、介護事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。
 - ・ 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行うこと。【通知改正】
 - 職員の新規採用や定着促進に資する取組
 - 職員のキャリアアップに資する取組
 - 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
 - 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
 - 生産性の向上につながる取組
 - 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
 - ・ 職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求めること。【告示改正】

○職場環境等要件の見直し

- ・入職促進に向けた取組
- ・資質の向上やキャリアアップに向けた支援
- ・両立支援・多様な働き方の推進
- ・腰痛を含む心身の健康管理
- ・生産性向上のための業務改善の取組
- ・やりがい、働きがいの醸成

⇒ 職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求めること。

介護職員等特定処遇改善加算の見直し

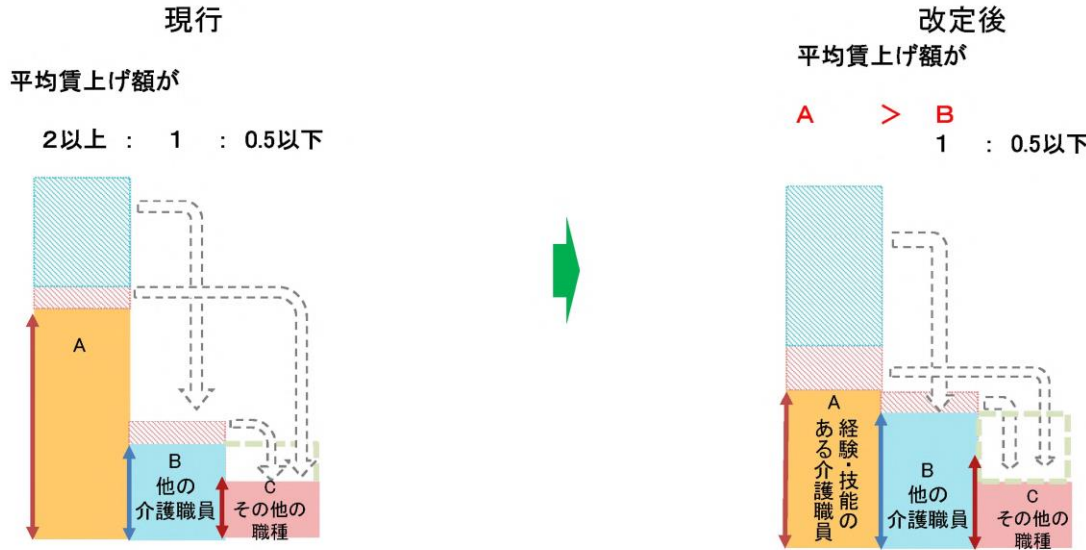
4.(1)② 介護職員等特定処遇改善加算の見直し

概要 【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

○ 介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】

- ・ 平均の賃金改善額の配分ルールについて、「その他の職種」は「その他の介護職員」の「2分の1を上回らないこと」とするルールは維持した上で、
- ・ 「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」とするルールについて、「より高くすること」とする。

○平均の賃金改善額の配分ルールについて見直し
 ⇒ 「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」とするルールについて、「より高くすること」とする。



処遇改善加算について、「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」も併せてご参照ください。

サービス提供体制強化加算の見直し

4.(1)③ サービス提供体制強化加算の見直し

概要

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- サービス提供体制強化加算について、サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から、見直しを行う。【告示改正】

単位数、資格・勤続年数要件(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

加算Ⅰ:750単位/月 (新たな最上位区分)	加算Ⅱ:640単位/月 (改正前の加算Ⅰイ相当)	加算Ⅲ:350単位/月 (改正前の加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅲ相当)
以下のいずれかに適合すること。 訪問介護員等の総数のうち、 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	以下のいずれかに適合すること。 訪問介護員等の総数のうち、 ①介護福祉士40%以上 ②介護福祉士、実務者研修修了者、 基礎研修修了者の合計が60%以上	以下のいずれかに適合すること。 ①訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士30%以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者、 基礎研修修了者の合計が50%以上 従業者の総数のうち、 ②常勤職員60%以上 ③勤続7年以上の者が30%以上

(令和4年度)介護職員等ベースアップ等支援加算の創設

処遇改善に係る加算全体のイメージ(令和4年度改定後)

新加算(介護職員等ベースアップ等支援加算)

- 対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - > 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
 - > 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等(※)に使用することを要件とする。
 - ※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

介護職員等特定処遇改善加算

- 対象：事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - ※介護福祉士の配置割合等に応じて、加算率を二段階に設定。
 - > 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
 - > 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
 - > 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

全体のイメージ

「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」も併せてご参照ください。

介護職員処遇改善加算

- 対象：介護職員のみ
- 算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)
キャリアパス要件のうち、①+②+③を満たすかつ職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①+②を満たすかつ職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①or②を満たすかつ職場環境等要件を満たす

<キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた**任用要件**と**賃金体系**を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して**研修の実施又は研修の機会を確保**すること
- ③経験若しくは資格等に応じて**昇給する仕組み**又は一定の基準に基づき**定期昇給を判定する仕組み**を設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

<職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

[注：事業所の総報酬に加算率(サービス毎の介護職員数を踏まえて設定)を乗じた額を交付。]

○介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の見込額の**3分の2以上**を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てること。

○介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

○処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知すること。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る留意事項

○事業運営に関する留意事項、★過去の指導において指摘の多い事項について説明します。

※区ホームページ「指導基準」で法令、基準等の適合状況をご確認ください。

（「台東区 介護 指導検査」で検索）

- ・従業者の員数、管理者
- ・一体型／連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護について
- ・内容及び手続の説明及び同意
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画等の作成
- ・運営規程
- ・勤務体制の確保等
- ・秘密保持等
- ・苦情処理、事故発生時の対応
- ・地域との連携等

従業者の員数、管理者 ①

(東京都台東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例(以下「地域密着型サービス基準条例」)第7条、第8条)

<p>管理者</p>	<p>事業所ごとに常勤専従1名(以下の場合で、管理業務に支障がないときは兼務可) ①当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者として勤務する場合 ②指定訪問介護事業者、指定訪問看護事業者又は指定夜間対応型訪問介護事業者の指定を併せて受け、同一事業所においてそれぞれの事業が一体的に運営されている場合の当該併設事業所の職務に従事する場合 ③事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に事業所、施設等がある場合に、他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</p>
<p>オペレーター</p>	<p>提供時間帯を通じて1以上確保されるために必要な数以上 ※オペレーターのうち1人以上は資格を有した常勤であること。 ※定期巡回サービスを行う訪問介護員等に同行し、地域を巡回しながら利用者からの通報に対応することも差し支えない。 ※午後6時から午前8時までの時間帯については、コール内容に応じて必要な対応を行うことができると認められる場合、事業所外(自宅等)で勤務することができる。</p>
<p>定期巡回サービスを行う訪問介護員等</p>	<p>利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上 ※サービス利用状況や利用者数及び業務量を考慮し適切な員数の人員を確保すること。 ※随時訪問サービスを行う訪問介護員等やオペレーターによる兼務可 ※結果として定期巡回サービスが存在しない時間帯が存在する場合、当該時間帯に配置しないことができる。</p>

○オペレーターは資格を有しているか。
 ⇒ **看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、又は介護支援専門員**

※上記オペレーター又は事業所の看護師等との連携を確保しているときは、サービス提供責任者として1年以上(介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修2級修了者にあつては、3年以上)従事した者を充てることは可

○宿直体制によるオペレーターの配置は不可

従業者の員数、管理者 ②

(東京都台東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例(以下「地域密着型サービス基準条例」)第7条、第8条)

<p>随時訪問サービスを行う訪問介護員等</p>	<p>提供時間帯を通じて、随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上</p> <p>※利用者の処遇に支障がない場合は、定期巡回サービス又は同一敷地内の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p> <p>※利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合、オペレーターは随時訪問サービスに従事できるとともに、随時訪問介護サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</p> <p>※午後6時から午前8時までの時間帯については、利用者からの連絡を受けた後、事業所から利用者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時訪問サービスの提供に支障がない体制が整備されているのであれば、事業所外(自宅等)で勤務することができる。</p>
<p>訪問看護サービスを行う看護師等 ※連携型を除く</p>	<p>看護職員(保健師、看護師及び准看護師) 常勤換算方法で2.5以上</p> <p>※看護職員のうち1人以上は常勤の保健師又は看護師であること。</p> <p>※看護職員のうち1人以上は提供時間帯を通じて、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者との連絡体制が確保されていること。</p> <p>※事業所の看護職員が、オペレーターとして従事するとき及び定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画作成等において必要なアセスメントのための訪問を行うときの勤務時間については、常勤換算を行う際の訪問看護サービスの看護職員の勤務時間数として算入して差し支えない。</p> <p>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 事業所の実績に応じた適当数</p>

○随時訪問サービス
⇒ 随時の通報があつてから概ね30分以内の間に駆けつけられるような体制確保に努めること。

○理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の配置
⇒ 実情に応じた適当数を配置する(配置しないことも可能)。

従業者の員数、管理者 ③

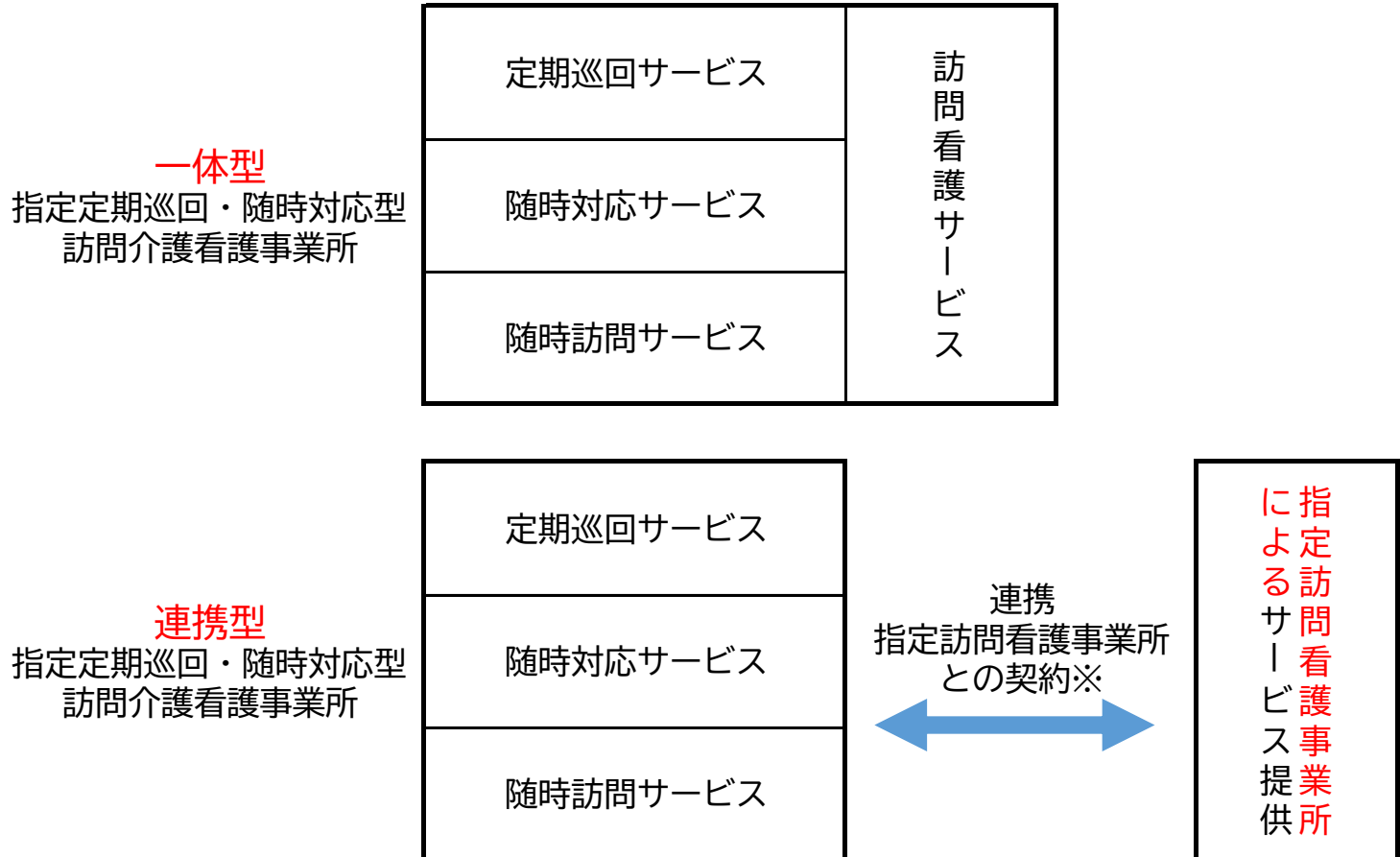
(東京都台東区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例(以下「地域密着型サービス基準条例」)第7条、第8条)

計画作成責任者	<p>従業者のうち、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、又は介護支援専門員から1人以上</p> <p>※利用者数及び業務量を考慮し適切な人員を確保すること。 ※利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできる。</p>
---------	--

○計画作成担当責任者の資格要件
⇒ オペレーターの要件として認められている介護職員初任者研修課程修了者及び旧訪問介護職員養成研修2級修了者がサービス提供責任者として3年以上従事した者が看護師、介護福祉士等の資格を有しない場合、計画作成責任者としては認められない。

一体型／連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 について

【地域密着型サービス基準条例 第6条及び第45条】



○一体型と連携型ではサービス内容及び利用料が異なる。
⇒ 運営規程、重要事項説明書への記載が必要

※利用者が、事業者が選定した連携指定訪問看護事業所からのサービスを受けることを選択しない場合は、当該利用者が指定した指定訪問看護事業所との連携が必要

内容及び手続の説明及び同意

【地域密着型サービス基準条例 第10条】

・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、予め、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。

【重要事項を記した文書】

①運営規程の概要 ②定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務体制 ③事故発生時の対応 ④苦情処理の体制 ⑤第三者評価の実施状況(実施の有無, 直近の実施年月日, 評価機関の名称, 評価結果の開示状況) ⑥その他

○利用者又は家族への説明と同意の手続きを行っていること。

○重要事項説明書等の内容に不備がないこと。

★連携型指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の職務内容及び指定訪問看護事業所との連携内容の記載が不十分だった。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成

【地域密着型サービス基準条例 第27条】

- ・利用者の心身の状況、希望及び環境を踏まえて、目標及び当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成しているか。
- ・居宅サービス計画に基づいて定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画が立てられているか。
- ・計画は、看護職員が利用者の居宅を定期的に訪問して行うアセスメント及びモニタリングの結果を踏まえ、作成しているか。
- ・利用者又は家族への説明・同意・交付は行われているか。
- ・計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っているか。また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。
- ・(連携型を除く)訪問看護サービスを行う看護師等(准看護師を除く。)は、訪問看護サービスについて、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成しているか。

○計画作成責任者は看護職員より必要な協力を得て計画を作成すること。

★計画の作成に当たっての、看護職員による定期的なアセスメント及びモニタリングの実施結果の記録が確認できない。

運営規程

【地域密着型サービス基準条例 第32条】

運営についての重要事項に関する規程を定めているか。

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容(人員基準を満たす範囲で「〇人以上」と記載することも可。)
- ③ 営業日(365日)及び営業時間(24時間)
- ④ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額
- ⑤ 通常の事業の実施地域
- ⑥ 緊急時等における対応方法
- ⑦ 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法
- ⑧ 虐待の防止のための措置に関する事項(令和6年3月31日までの間は努力義務)
- ⑨ その他運営に関する重要事項

○運営規程と重要事項説明書の整合性を取ること。

⇒ **運営規程の記載内容に変更が生じた場合は区への届出が必要**

★運営規程の内容が不十分(記載がない、記載内容が古い等)。

勤務体制の確保等

【地域密着型サービス基準条例 第33条】

- ・事業所ごとに従業者の勤務体制を定めているか。
 - ・事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し従業者の日々の勤務時間、職務の内容、管理者との兼務関係等を明確にしているか。
 - ・サービス提供は事業所の従業者によって行われているか。
- ※区長が適切と認める範囲内において、
- ⇒事業の一部を他の指定訪問介護事業所、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所の従業者に委託することができる。
 - ⇒随時対応サービスについて、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又は家族等からの通報を受けることができる。
- ・従業者の資質向上のために研修の機会を確保しているか。

○事業所ごとに勤務表及び勤務実績を作成すること。

○一部委託や別法人との連携を行う場合は、契約に基づくこととし、利用者に対して当該契約の内容についての説明を十分に行うこと。

○研修への参加の機会を計画的に確保すること。

秘密保持等

【地域密着型サービス基準条例 第36条】

- ・ 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。
- ・ 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。
- ・ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。

○秘密保持誓約書に退職後の秘密保持についても取り決めること。

○個人情報利用同意について、家族からの同意を得ること。

⇒ **利用者家族の個人情報を用いる場合は、利用者家族の同意を取ることが必要。**

苦情処理・事故発生時の対応

苦情処理【地域密着型サービス基準条例 第39条】

- ・苦情処理の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を定めているか。
- ・苦情の受付、内容等を記録しているか。
- ・苦情の内容を踏まえたサービスの質向上の取組を行っているか。

○苦情相談窓口の連絡先の記載、掲示

- ・保険者(台東区の場合:介護保険課事業者担当)
- ・国保連(苦情相談窓口)

事故発生時の対応【地域密着型サービス基準条例 第41条】

- ・事故発生時の対応方法は定まっているか。
- ・速やかに区、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行っているか。
- ・賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うための対策を講じているか。
- ・再発防止のための取組を行っているか。

○事故発生時は区(介護保険課事業者担当)に事故報告書を提出すること。

⇒ 緊急を要するもの、判断に迷う場合は、電話等で経過報告を行い、指示を受けること。

地域との連携等

【地域密着型サービス基準条例 第40条】

- ・介護・医療連携推進会議を概ね6月に1回以上、開催しているか。
※利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、区又は地域包括支援センターの職員、有識者等により構成
※事業所はサービスの提供状況等を報告し評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。
- ・1年に1回以上、事業所が提供するサービスについて自己評価を行うとともに、当該自己評価結果について、介護・医療連携推進会議において外部評価を行っているか。
※外部評価を行う介護・医療連携推進会議は、単独で開催すること。
- ・提供した定期巡回・随時対応型訪問介護看護に関する利用者からの苦情に関して、区等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。

○テレビ電話装置等の活用や、複数の事業所による合同開催が可能
⇒ 利用者からの同意や個人情報保護、開催回数などの要件あり。

○報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表すること。

★自己評価は実施しているものの、介護・医療連携推進会議による外部評価が実施されていなかった。

ホームページ紹介

- ▶ 厚生労働省HP 介護保険最新情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html
- ▶ 厚生労働省HP 介護報酬改定について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/housyu/index.html
- ▶ 厚生労働省HP 介護サービス関係Q&A
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html
- ▶ 東京都福祉保健局HP 東京都かいてき便り
https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/
- ▶ 台東区HP 介護保険事業者向けサービス
<https://www.city.taito.lg.jp/kenkohukusi/korei/jigyoshanokata/index.html>
- ▶ 台東区HP 介護サービス事業者等の指導・監査
<https://www.city.taito.lg.jp/kenkohukusi/korei/jigyoshanokata/jigyosyasido/kaigosidou.html>